

東京大学教育・学生支援部国際教育推進課 育児休業代替職員 募集要項

1. 職名・人数： 特任専門職員（特定有期雇用教職員） 1名
2. 契約期間： 2025年8月1日 ～ 2026年7月31日
3. 更新の有無： 無し
4. 試用期間： 採用された日から6月間
5. 就業場所： 東京大学教育・学生支援部国際教育推進課（東京都文京区本郷7-3-1）
6. 所属： 東京大学教育・学生支援部国際教育推進課
7. 業務内容：
 - 教育・学生支援部国際教育推進課・グローバル教育センターで実施する全学交換留学などの留学生受入プログラムの運営における事務業務（システムを利用したデータ処理・確認、日本語と英語による学生や海外大学・学内外の関係部署との連絡調整、教務事務等）
 - 留学生受入プログラム運営におけるイベント運営
 - 留学生の支援業務
 - 留学希望者向けの広報関係業務
 - その他、グローバル教育センター・国際教育推進課に係る業務（国際交流に関するイベントの実施等）参考：
University-wide Student Exchange Program (USTEP)
<https://www.u-tokyo.ac.jp/en/academics/ustep.html>
グローバル教育センター
<https://globe.u-tokyo.ac.jp/ja/index.html>
8. 就業日： 週5日（月曜日～金曜日）
9. 就業時間： 1日7時間45分（8:30～17:15または9:00～17:45）
※正午から60分の休憩あり
※時間外労働を命じることがある。
10. 休日： 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
11. 休暇： 年次有給休暇、特別休暇 等
12. 賃金等： 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額30万円～35万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円まで）、超過勤務手当

13. 加入保険： 文部科学省共済組合、雇用保険に加入
14. 応募資格： ○担当・チームの垣根なく一体感を持ち、風通しのよい組織作りに協力的で、変化に対して柔軟であること
○コミュニケーションを積極的に行うことができ、協調性・柔軟性があること
○留学生対応やイベントの実施に加え、ロジの調整や事務作業等、様々な業務に対して熱意を持って取り組めること
○ビジネスレベルの英語力があり、英語によるコミュニケーションができること（メール、文書作成含む）
○Word、Excel 等を用いた文書作成・確認、データ集計等を確実かつ迅速に行えること
○Outlook、Teams、Zoom 等のコミュニケーションツールを使用し、コミュニケーションが円滑に行えること
○Power Automate 等を学習し、繰り返し作業や業務プロセスを効率化することに必要な基礎知識を有していること、または知識の習得に積極的であること
○Web サイトやシステムの運営に必要な基礎知識を有していること、または知識の習得に積極的であること
○外国人留学生の受入れにかかる事務経験を有することが望ましい
○本学または他大学、省庁等での業務経験を有することが望ましい
15. 提出書類： ①東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること）
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
※語学能力を示す資格がある場合は必ず記載すること。
②上記の業務内容に関連したこれまでの職務経験を具体的に記載した文書 1 部
（任意様式・A 4 判 1 ページ以内）
③応募にあたっての抱負 1 部（任意様式・A 4 判 1 ページ以内）
16. 提出方法： 上記書類を番号順に重ねて 1つのPDFファイルにした上で、以下にアップロードすること。
【提出先】 受取フォルダ_応募書類提出用
※アップロード完了の連絡は不要。
※ファイル名は自身の氏名とすること。
※2～3 日以内に当方から受信確認メールが届かない場合は「18. 問合せ先」まで連絡すること。
17. 応募締切： 2025 年 5 月 31 日（土）
※書類選考の上、合格者に対し 6 月中旬に面接を実施する。
※面接対象者には 2025 年 6 月 4 日（水）までに面接日時等を連絡する。
18. 問合せ先： 〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1
東京大学教育・学生支援部国際教育推進課企画・総務チーム
E-mail: ic.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
19. 募集者名称： 国立大学法人東京大学
20. その他： 1) 選考にかかる旅費等は支給いたしません。

- 2) 取得した個人情報、本人事選考以外の目的には使用いたしません。
- 3) 採否に関する個別の問合せはご遠慮ください。
- 4) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。